

連携中枢都市圏について

○鳥取県鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、兵庫県新温泉町では、平成23年度から国の定住自立圏構想を推進し、産業、農業、環境、地域公共交通などの分野で広域的な連携を進めてきた。この連携をより発展させるために、平成30年4月の中核市移行と合わせ、連携中枢都市圏を形成した。

1 連携中枢都市圏構想

【目的】

国（総務省）が推進している連携中枢都市圏構想の目的は、

○人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、地域において、相当の規模と中核性を備える中心都市が近隣の町と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することとしている。

【制度内容】

区分	連携中枢都市圏	
根拠	連携中枢都市圏構想推進要綱	
中心都市要件	【連携中枢都市】 ○ 指定都市又は 中核市 等 ○ 昼夜間人口比率1以上	
手続き	① 連携中枢都市宣言 ② 連携協約の締結（地方自治法第252条の2第1項） ③ 連携中枢都市圏ビジョンの策定	
連携する取組	ア 圏域全体の経済成長のけん引 例：企業誘致による産業振興・雇用確保 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大戦略的な観光振興 等 イ 高次の都市機能の集積・強化 例：高度な医療サービスの提供 広域的公共交通網の構築 高等教育・研究開発の環境整備 等 ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上（≒定住自立圏の取組）	
財政措置	当該ビジョンに基づき実施される取組	
	【連携中枢都市】 ○ 普通交付税措置（上記ア及びイ） 本圏域の場合1.3億円を想定 ○ 特別交付税（上記ウ） 年間1.2億円程度上限	【連携市町村】 ○ 特別交付税（上記ア～ウ） 年間1,500万円上限

※鳥取市を含めて、全国で61市が該当。

※平成31年4月1日現在、34市（32圏域）が連携中枢都市圏を形成。